

日本老年医学会 老化および老年医学研究助成
2022年度 募集要項（2021年申請）

1. 助成目的

老年医学における基礎、臨床、疫学研究において、新知見の得られる可能性を持つ革新的な研究プロジェクトの発展促進を図ることを目的としています。

2. 助成内容

助成金：1件当たり100万円を上限とし、年間助成件数は原則として3件とします。

使 途： 設備備品費、消耗品費、旅費、人件費・謝金、その他（会議費、印刷・製本費、通信費、委託費、使用料・賃借料など）
但し、本申請の研究に係る直接経費に限ります。

3. 募集分野

老化および老年医学に関する『基礎研究』、『臨床研究』、または『疫学研究』

4. 申請資格

- 申請時点で、2年以上日本老年医学会の会員（2020年度までに入会）で、2021年度の会費を完納していること。
- （2022年3月31日の時点で）50歳以下であること。
- 2019年～2021年に「日本老年医学会老化および老年医学研究助成」を授与されていないこと。
- 日本国内での研究に限ること。
- 1つの所属（大学の講座、病院の診療科、研究施設の研究室など）あたり1件の申請とする。

5. 助成金受領者の義務

- 授与式へ出席すること（2022年6月の日本老年医学会学術集会にて執り行います）。
- 研究の成果を2024年6月の日本老年医学会学術集会にて発表すること。
- 2024年12月末までに、研究成果を雑誌に投稿または当会の定める書式にて報告書を提出すること。また、投稿した旨を事務局に報告（著者名（全員）、論文名）すること。
- 期日までに投稿もしくは報告書が提出されなかった場合は、原則として当該の助成金受領者の所属施設からの応募を2年間受けません（2026年度申請、2027年度申請分）。また、2024年に申請がなされていた2025年度分も審査対象から除外します。
- 2024年7月末までに会計報告を日本老年医学会へ提出すること。

6. 申請書の記載にあたって

- 研究計画（2ページ以内）とその科学的なbackgroundの説明を最も重視します。
- 助成金の申請には、その分野の専門家1名（原則として日本老年医学会会員）の推薦を必要とします。
- 申請にあたっては計画実施のための財源と経済的な基盤を明記していただきます。
- 公共施設の財務担当者の承認が必要な場合は、その承認書を申請書に添付していただきます。
- その他、申請書に記載されている注意書きをお読みの上、申請書を作成してください。

7. 申請用紙

必ず所定の用紙に日本語でご記入ください。
申請用紙は下記、日本老年医学会ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/>

8. 申請書の提出(メール添付送信とプリントアウト郵送の両方をお願いします)

- 署名前のWordファイルをPDF形式で保存し、電子メールにて下記に送信してください。
受け取りが完了しましたら1週間以内に受け取り通知をいたします。

提出期限:2021年11月30日(火)24時

送信先: r-jimukyoku@jpn-geriat-soc.or.jp

メールのタイトルは「助成金申請(名字)」としてください。

- プリントアウトして署名したものを1部、下記の日本老年医学会事務局に送付してください。
なお、申請書類は一切返却いたしません。

提出期限:2021年11月30日(火) 消印有効

送付先: 〒113-0034 東京都文京区湯島4-2-1 杏林ビル702

一般社団法人 日本老年医学会

『日本老年医学会 老化および老年医学研究助成』担当

※封筒に「老化および老年医学研究助成申請書 在中」と朱書きしてください。

お問い合わせ(一般社団法人 日本老年医学会)

TEL: 03-3814-8104 / FAX: 03-3814-8604 / E-mail: r-jimukyoku@jpn-geriat-soc.or.jp

9. 2021年度 研究助成 スケジュール

2021年10月～11月末 申請

2022年1月末 審査

2022年2月 通知

受賞者については下記のスケジュールになります

2022年6月 学術集会にて授賞式

2022年7月頃 助成金交付

2024年6月 学術集会にて発表

2024年7月末まで 会計報告提出

2024年12月末まで 研究成果を雑誌に投稿または当会の定める書式にて報告書を提出

受賞者から上記の投稿がない場合、下記のように取扱います

2024年10月～11月末申請分 当該所属施設からの申請→2025年度分審査対象から除外

2025年10月～11月末 当該の所属施設からの申請不可(2026年度分)

2026年10月～11月末 当該の所属施設からの申請不可(2027年度分)